

## 騒音規制法による地域の指定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域は、西東京市の全域とする。

なお、関係図面は、西東京市みどり環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日（西東京市告示第65号）